

児童虐待に対する取り組みをめぐる課題

—行政が依拠する思考方法の転換に向けて—

京都大学 藤 間 公 太

Abstract

This paper claims that public management should shift its way of thinking from a deductive approach to an inductive one. First, based on the perspective of the social constructionism of social problems, this paper notes that the discourse that child abuse in Japan is the worst ever is misleading. Using a normative image of the family, countermeasures against child abuse in Japan consider certain attributes of the family to be “abuse risks” without sufficient evidence and trivialize the problem of inadequate social systems into a “family problem”. This is not fair to children and their family. The discussion of social care reform, which has been developed in a way that idealizes the family, is also problematic in that it is based on a false perception of the current situation and promotes discrimination against children in social care. An inductive approach, includes an accurate understanding of the actual situation and an examination of the consequences of past cases and policies, is strongly required to provide better support for the prevention of and more appropriate responses to child abuse.

(Kota Toma)

はじめに

児童虐待はこども家庭庁が最も重点的に取り組んでいる課題の1つである。たとえば2023年12月22日に発表された「こども大綱」においては、子ども施策に関する「ライフステージを通した重要事項」として、「児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」が挙げられている。なかでも「児童虐待防止対策等の更なる強化」は、もっとも紙幅を割かれている項目である。そこでは「児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではない」「虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育てで当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、こどもや家庭の声を、当事者の文脈を尊重して受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要がある」といっ

た認識の下、予期せぬ妊娠に悩む若年女性への支援、児童相談所一時保護所の環境改善、子どもの意見表明や子どもの権利擁護の実現、性被害を受けた子どもを支援するための環境整備、支援者の専門性の向上と現場のITC化の推進といった、多岐にわたる施策が提案されている（こども家庭庁、2023: 20-21）。

このように児童虐待対策が重視される背景には、今日の児童虐待が「過去最悪」の状況にあるという社会の見方も関係しているだろう。たとえば2020年10月1日の読売新聞朝刊の社会面には、「コロナ下の児童虐待、最悪ペース…上半期1割増の9万8814件」と題された記事が掲載されている。この記事では、2020年1月から6月に全国の児童相談所が対応した「虐待」が98,814件であり、「過去最悪だった2018年（159,838件）を上回るペース」とであると報じられている。

だが、このように児童虐待をめぐる状況を「最悪」と表現するのはミスリーディングである。正確には、2020年1月から6月の98,814件、そして2018年の159,838件という数値は、「虐待」の件数

ではなく児童相談所が対応した「虐待相談」の件数である。換言するとこの数値は、「虐待が行われていた」と実際に認定された件数ではなく、「虐待なのではないか」といった市民からの相談に児童相談所が対応した件数なのである。そしてそうした相談の大半は、「その程度が『軽度』や『虐待の危惧がある』と判断されるケースであり……近隣等からの通報のなかには誤通報も多い」（山野、2006: 27）。さらに後述する通り、児童虐待相談対応件数の増加は大きく2つの社会的要因によってもたらされている。これらのことを踏まえると、児童虐待相談対応件数を「児童虐待の件数」と読み替えることも、「児童虐待相談対応件数」が増えていることをもって「児童虐待が過去最悪の状況にある」と評することも、妥当ではない。

児童虐待に対する取り組みの今後を考える上では、現状を適切に把握することが不可欠であり、児童相談行政が依拠する思考方法それ自体の転換も必要である。本稿はこの点について論じるものである。

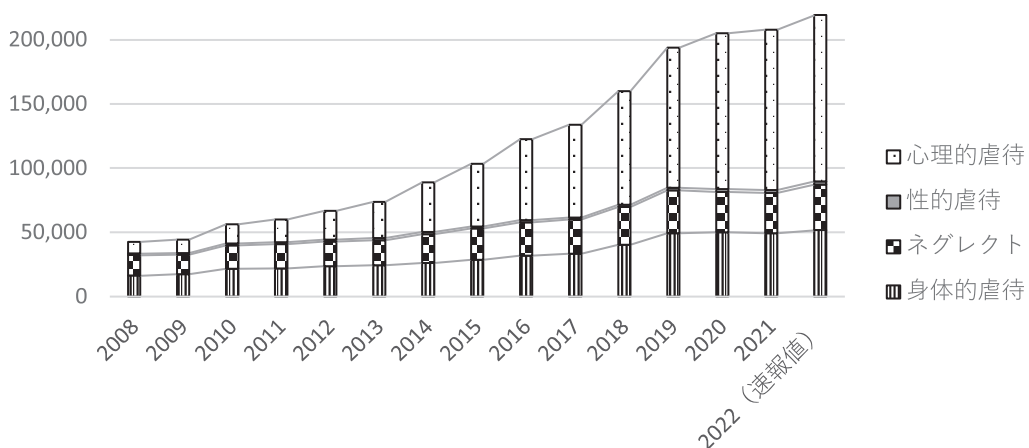
1. 児童虐待相談対応件数増加の背景

まず全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移を確認しておこう。この統計が開始された1990年度の児童相談虐待対応件数は1,101件であった。公表されている最新の数値である2022年度の速報値は、219,170件である。30年余りの間に、200倍近くに上昇していることになる。たしかに「児童相談所における児童虐待相談対応件数が急増している」ことに間違いはないといえる。

とりわけ増加が目立つのが心理的虐待についての

相談対応件数である。図-1は、2008年度以降の児童虐待相談対応件数を虐待種別で示したものである。2008年度から2022年度（速報値）の間、身体的虐待が16,343件から51,679件、ネグレクトが15,905件から35,556件、性的虐待が1,324件から2,451件、そして心理的虐待が9,092件から129,484件へと推移している。心理的虐待に関する相談への対応件数の増加が、他の種別の虐待と比べてもひときわ大きいことがわかるだろう。

児童虐待相談対応件数の増加については、大きく2つの社会的要因が指摘できる。第1に、「児童虐待」としてカウントされる対象となる行為の範囲が拡大していることである。ひときわ増加が大きかった心理的虐待を例にとると、警察を介した面前DVの通告が増加しており、たとえば2021年次においては45,972件の面前DVが通告されている（警察庁2022）。児童虐待相談対応件数は年度単位で報告されているため単純な計算はできないものの、児童相談所に通告された心理的虐待のうち、3分の1程度を面前DVが占めていると推察できよう。面前DVは1990年代当時には「児童虐待」としては位置づけられておらず、2004年の児童虐待防止法改正で心理的虐待の1つとして認定された。同様に2013年には、『子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）』において、「子どものきょうだいに虐待を行うこと」が心理的虐待の1つとして追加されている。このように同じく「虐待」として計上される数値に含まれる行為の範囲は、時代とともに変化する。児童虐待相談対応件数の変化をそのまま「児童虐待の状況の変化」とみなすことができない



出典：「令和4年度福祉行政報告例」より筆者作成

図-1 虐待種別児童相談対応件数の推移

理由の1つがこの点にある。

第2に、人々の児童虐待や子どもに対する見方の変化も、児童虐待相談対応件数に影響する。「社会問題の構築主義」の立場から児童虐待を研究した内田良（2009）は、「安全と危険のパラドクス」という概念を用いてこのことを説明している。内田は、児童相談対応件数など児童虐待の「発見件数」が増加している一方で、実際の「発生件数」は減少していると主張する。その論拠は、虐待死や嬰兒殺の件数が増加していないことである。内田は、虐待に対する関心が高まり、子どもの死亡が虐待死や嬰兒殺とみなされる蓋然性が高まっているにもかかわらずそれらの「発見件数」が伸びていないことこそ、「発生件数」が減少していると推定できる根拠であると主張する。その上で、児童虐待の「発生件数」が減少しているにもかかわらず「発見件数」が増加しているのは、子どもが「安全」な環境にいることが当たり前になり、その心身の「傷」に対して社会がセンシティブになったからこそ、逆説的に子どもの「危険」が目立つようになったためであるからであると述べる。これが「安全と危険のパラドクス」である。

2. 虐待の「家族問題」への矮小化

以上のように、児童相談所による虐待相談対応件数が右肩上がりに増加しているのは、「児童虐待」に含まれる行為の範囲の拡大や、人々の児童虐待や子どもに対する見方の変化という、社会的要因によるものである。

留意しておきたいのは、内田をはじめ、社会問題の構築主義に立脚する児童虐待研究は、「児童虐待は社会的に構築されたものであり、本当は存在しない」「社会的要因によるものだから児童虐待は問題ではない」といった主張をすることを企図しているわけでは決してないということだ。たしかに、何が「児童虐待」とみなされるかは社会や時代によって異なる。社会において子どもの「安全」が自明なものになり、その「安全」とされる基準が高まれば高まるほど、かつてはそのようにみなされなかった行為が「児童虐待」と認定されるようになる。こうしたメカニズムが存在するのは事実だろう。一方、「だからといって、（子どもへの：筆者追記）攻撃・放置を免責する必要もない。攻撃・放置の発見件数や発生率が減っているとしても、それでも攻撃・放置を防ぎたいとの主張が認められるべきである。虐待防止とは、そうした論法を取ったとしても、評

価されるに値する大切な活動である」（内田，2009: 90）。

社会問題の構築主義の立場からの児童虐待研究が問題にしてきたのは、児童虐待が「社会の問題」から「家族（特に母親）の問題」へと矮小化されることである。この点は、日本におけるこの領域の先駆者である上野加代子による一連の研究が明確に示している。上野（1996）においては、当時の日本国内における児童虐待の問題の性格付けの特徴として、経済的要因の色彩が薄められていることと、問題の医療対象化との2つが挙げられている。「つまり、児童虐待は、経済的な色彩の強い問題というよりも、親自身が子ども時代に虐待を受けていたりして愛された経験が乏しいために未熟・攻撃的・依存적である、といった個人の性格上の問題、また夫婦の不和などによる家庭内での孤立といった家族関係の問題と考えられており、カウンセリング治療や家族療法で改善されうるようなニュアンスを持たせて提示される傾向」（上野，1996: 113）にあったのだ。このような提示に従うならば、児童虐待解決のために必要なのは、貧困対策などの社会福祉、社会保障制度の整備ではなく、児童虐待が生じた家族それぞれの問題への個別の対応ということになってしまう。

こうした矮小化は今日にも見られる問題である。近年、「客観的」「科学的」で「エビデンスに基づく」虐待防止のツールとして、リスクアセスメントが注目されている。もちろん、特定の専門家の恣意的な判断に基づいて児童虐待の判定がなされることは望ましいことではない。その意味で、「客観的」「科学的」で「エビデンスに基づく」虐待防止のツールが必要であるという認識そのものが誤っているとは言えない。問題はリスクアセスメント項目の作られ方である。上野は大きく2点指摘している。第1に、社会調査の通常の手続きに照らしたとき、リスク項目を統計的に裏付けたとする調査研究の手続きが、信頼性、妥当性、倫理基準などの面で、深刻な問題を含んでいる点である（上野・野村，2003）。第2に、「夫婦と子どもからなる近代家族において、子育ての責任を母親が担う」という、「子育て標準家族像」のネガとしてリスクアセスメントが作成されていることである（上野，2022）。言い換えると、母親による家族の形成、維持の失敗として児童虐待を位置づける見方が、リスクアセスメントをはじめとする児童虐待防止施策によって強められているのである。

総じていうと、社会問題の構築主義の立場からの

児童虐待研究は、児童虐待の社会問題化のプロセスを可視化することで、そこに不当な偏向が含まれていないかを問い直してきたのである。その取り組みから明らかにされたのは、規範化された特定の家族像にもとづき、十分な根拠も伴わない形で家族（多くは母親）のある属性を「虐待リスク」とみなし、社会制度の不備の問題を「家族問題」へと矮小化する社会の姿であった。

3. 社会的養護改革をめぐる課題

児童虐待と密接に関連する領域に、社会的養護がある^{注1)}。社会的養護とは、「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」であり、「こどもの最善の利益のために」と「社会全体でこどもを育む」を理念として行われる（こども家庭庁ウェブサイト）。かつての社会的養護は、「親がいない子ども」を救済するシステムであったが、上述した児童虐待への関心の高まりなどを受け、「被虐待児を救済するシステム」という色合いが近年では強まっている（藤間，2017a）。

児童虐待に対する問題関心が高まるなかで、社会的養護のあり方についての議論も隆盛している。それらにおいては、社会的養護を受ける子どもの権利という観点から、子どもに自己決定権やアドボカシーを保障するとともに、子どもそれぞれのニーズに個別に対応することで、その自立を支援することが目指されてきた。

とりわけ近年強調されているのが、「社会的養護の家庭化」である。社会的養護には、児童養護施設や児童自立支援施設などの施設養護と、里親家庭やファミリーホームなどの家庭養護とがある。日本は伝統的に社会的養護に占める施設養護の割合が高く、そのことが問題とされてきた。施設養護の割合の高さを問題視する議論自体は1950年代から存在したが、1990年代以降は、上述した子どもの権利への関心の高まりから、社会的養護の環境を「家庭」に近づけること（以下、「社会的養護の家庭化」）が強く主張されている。「社会的養護の家庭化」は、(1) 家庭養護の割合を高めることと、(2) 施設養護の運営規模を「家庭」のように小さくすることという、2つの側面からなる。

「社会的養護の家庭化」が主張される背景には、国際的な動向も関係している。2010年4月、日本政府は子どもの権利条約に関する第3回報告書を

提出したが、それについて国連子どもの権利委員会が同年6月に提出した最終見解では、社会的養護が施設養護に偏り、家庭的ケアを提供する基盤が著しく欠如していると、日本の状況が批判された（United Nations Committee on the Rights of the Child 2010: Paragraph 52-3）。欧米の社会的養護では里親が主流であるとされたこと、同じく国連子どもの権利委員会から通告を受けたイタリアが2009年までに施設養護を全廃して家庭的養護に移行する政策に着手し、成功したことなど、日本の施設養護の割合の高さに対する国際社会からのプレッシャーがこの時期に高まったといえる。

このような国際社会の動きも受け、政府は家庭養護推進に本格的に取り組んだ。2017年にはその結実点の1つともいえる「新しい社会的養育ビジョン」が「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」^{注2)}により発表された。そこでは2011年の「社会的養護の課題と将来像」の全面的な見直しを踏まえた提言が展開されており、里親委託率についても、「3歳未満はおおむね5年以内に75%以上」「3歳以上の未就学児はおおむね7年以内に75%以上」「学月以降はおおむね10年以内を目途に50%以上」という、「工程で示された目標年限」（浅井，2018: 3）が提示された。

「家庭」を強調する形で社会的養護改革を論じることの問題を、藤間公太（2017b）は3つ指摘した。第1に、保護者、特に母親にケアの負担が集中する「家庭」のような環境において、ケアラーが直面する困難が看過されてしまうことである。第2に、保護者の下で育つ子どもと社会的養護を受ける子どもとの間で、受けられるケアや教育のオプションをめぐる格差が拡大するおそれがある点である。第3に、「少人数の大人で少人数の子どもをケアする」というあり方が強調されるあまり、本来はより多様でありうるケアのあり方を検討する視野が制限される点である。

ここではさらに2つの問題を指摘しておきたい。1つ目の問題は、「社会的養護の家庭化」という主張が、しばしば誤った現状認識のもとになされていることだ。社会的養護の家庭化を主張する議論のなかには「日本は国際的にみて、依然として里親最貧国である」（開原編，2012）といったように、里親委託率の低さだけが問題であるかのように語るものが少なくない。だが、この認識は正確ではない。上村泰裕（2015）が明らかにしているように、実は20歳未満総人口比でみたとき、日本は諸外国と比

べて里親だけでなく施設で暮らす子どもの数も少ないのだ。本来問題とすべきは「里親のなり手がいない」ことではなく、「施設と里親を含む社会的養護全体が貧困なこと」なのである。

もう1つの問題は、「家庭」をモデルとすることで、社会的養護を受ける子どもや、その子どもたちを支援する社会的養護の担い手たちを不当に貶めてしまう危険があることである。「家庭」における子どものケアを「標準的なもの」「当たり前なもの」として規範化することは、「家庭ではないところ」における子どものケアを「非標準的なもの」「逸脱的なもの」とみなすことに容易に転じうる。このように十分な根拠もなく「家庭」を理想化することは、社会的養護におけるケアを「理想的ではないもの」「二流のもの」と貶めるとともに、そこで育つ子どもたちを「逸脱的な存在」とする差別的なまなざしを生むことにつながりかねない。

以上のように、社会的養護改革の論じられ方には少なくない問題がある。なぜこのような形で議論が進んでしまうのか。その背景には、日本の行政が依拠する思考方法の問題があると考えられる。最後にそのことを論じよう。

4. 行政が依拠する思考の転換を

行政が依拠する思考方法には、演繹的思考と帰納的思考との2つがある。この思考方法の区分は、教育政策の問題点を指摘した荻谷剛彦（2020）によるものである。演繹的思考とは、抽象的な理想、理論、概念を出発点とするものであり、そこで目指される目標は「まだ見ぬ理想」となる。そうした「まだ見ぬ理想」を「上から現場に下ろす」形で政策が組み立てられるため、効果検証やそれを踏まえた改善という発想は乏しい。これに対し帰納的思考とは、過去の経験（＝政策及びその帰結）の検証にもとづいて政策を構想するため、そこで打ち出される政策は実績への自信に裏付けられたものとなる。

児童虐待や社会的養護について、これまでの日本の行政は演繹的思考にもとづいて展開してきたと評価せざるを得ない。たとえば藤間（2020a）は児童相談所の課題として、記録様式が統一されていないことと、政策をめぐる動きの現場への周知が不十分であることを挙げている。様式が統一されていなければ、同じ水準で全国から情報を集めることはできない。そして周知の不徹底さは、プロセスもわからないまま、まさに「上から」政策が下りてくる感覚を現場に与え、場合によっては混乱の原因となるで

あろう。

前述の「社会的養護の家庭化」についても、「家庭的な環境」で育つことの意義について十分な根拠が提示されているわけではない。ここでいう根拠とはたとえば、家庭養護出身者と施設養護出身者とのそれぞれを対象に、現在の暮らし向きや身体の健康、メンタルヘルスの状態などに関する調査を行い、結果を比較することなどを指すが、筆者の知る限りそうした試みは体系的には行われていない。また、そもそも「家庭」とは何を指すのかについても、曖昧なまま議論が進んでいる。2000年代以降の社会的養護政策に関する資料を分析した野崎祐人（2023）は、「家庭的」という概念を定義しようとする際に、逆にその定義の困難性が顕在化する状況がみられることを指摘している。「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」の議事録を分析した藤間（近刊b）も、「結局何のために『家庭』が要請されるのか」という点が明確にはなされないまま家庭養護推進の議論が展開されていたことを指摘している。このことに鑑みると、「社会的養護の家庭化」という主張は、「家庭は理想的なケア環境である」といった規範的想定の下に、十分な根拠なく展開されていると評価せざるを得ない。

児童虐待対策にしても社会的養護改革にしても、丁寧な実態の把握や過去の政策、ケースの検証にもとづき議論を行うことが、いま最も必要とされる課題の1つであろう。もちろんそうしたことが全くなされてこなかったというわけではない。社会福祉学や子ども家庭福祉学の領域では、特定の児童虐待ケースや、社会的養護の現場における取り組みについて、豊富な事例研究が蓄積されてきた。それらの実践的意義は大きい。また国も、児童虐待による死亡事例について、委員会を組織して検証を行っている。だがその一方で、数量データを用いて現状を俯瞰的に把握したり、虐待をはじめとする養育困難の背景要因について分析したりする試みはほとんどなされていない。また、児童虐待の過去のケースの記録を用いて分析する試みも、藤間・余田（2019）や遠藤久夫ほか監修（2020）などの一部を除いて、十分な蓄積はなされていない^{注3)}。

行政が依拠する思考を転換していく上では、「家族、家庭におけるケアは望ましいものだ」という規範を相対化していくことも必要である。日本は家族主義^{注4)}が強い社会であり、家族や家庭を理想化する言説は無批判に受け入れられやすい（藤間、2020b）。だが、現実には家族や家庭は盤石ではな

いし、家族や家庭にケアの責任が集約されているからこそ、児童虐待などの困難が生じていると考えられる。家族や家庭を無批判に「善きもの」とみなすのではなく、実態の把握と過去の経験の検討にもとづき、帰納的に今後の施策を考えていく姿勢が、児童虐待に対する取り組みや支援をより適切なものとするために強く求められるだろう。

——注——

- 注1) 本節の内容については藤間（2017a, b, および近刊a）でより詳細に論じている。
- 注2) 厚生労働省によって組織され、現場経験者や研究者といった「有識者」と厚生労働省の担当者というメンバーから構成された検討会である。
- 注3) 1945年～2023年の間に刊行された児童虐待にかかる文献の内容を検討した泉田（2023）によると、対象となった2,274件のうち、児童相談所のケース記録の内容、およびそれが転記されたものを情報源とした論文はわずか15件程度であった。
- 注4) ここでいう家族主義とは「福祉にかかる最大の義務を家族に割り当て、そうした割り当てを『善きもの』として規範化する社会の構造」（藤間, 2023: 21）を意味する。

——参考文献——

- 1) 浅井春夫（2018）「はじめに——いま、なぜ『新しい社会的養育ビジョン』なのか」浅井春夫・黒田邦夫編著『〈施設養護から里親制度か〉の対立軸を超えて——「新しい社会的養育ビジョン」とこれからの社会的養護を展望する』明石書店、3-6。
- 2) 遠藤久夫・野田正人・藤間公太監修、国立社会保障・人口問題研究所編（2020）『児童相談所の役割と課題——ケース記録から読み解く支援・連携・協働』東京大学出版会。
- 3) 泉田信行（2023）「虐待相談記録に基づいた研究——社人研研究プロジェクトの成果からの展望」日本子ども虐待防止学会第29回学術集会滋賀大会公募シンポジウム「改めて「記録」とその活用のある方を考える——子どもまんなか社会を目指して」報告資料。
- 4) 開原久代編（2012）『社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ』平成23年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）研究報告書。
- 5) 上村泰裕（2015）「国際比較からみた日本の子どもの貧困と社会的養護」『世界の児童と母性』79、56-60。
- 6) 荻谷剛彦（2020）『コロナ後の教育へ——オックスフォードからの提唱』中央公論新社。
- 7) 警察庁（2022）「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」（2024年1月31日取得：<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/pdf-r3-syonenhikoujuyokyo.pdf>）。
- 8) こども家庭庁（2023）「こども大綱」（2024年1月31

日取得：https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/276f4f2c/20231222_policies_kodomo-taikou_21.pdf）。

- 9) 野崎祐人（2023）「社会的養護政策での「家庭的」の意味とその論理——二〇〇〇年代以降の政策関連資料から」土屋敦・藤間公太編『社会的養護の社会学——家庭と施設の間にとたずむ子どもたち』青弓社、63-94。
- 10) 藤間公太（2017a）「社会的養護にみる家族主義」『三田社会学』22、38-54。
- 11) 藤間公太（2017b）『代替養育の社会学——施設養護から〈脱家族化〉を問う』晃洋書房。
- 12) 藤間公太（2020a）「今後の児童虐待対応に向けて」遠藤久夫・野田正人・藤間公太監修、国立社会保障・人口問題研究所編（2020）『児童相談所の役割と課題——ケース記録から読み解く支援・連携・協働』東京大学出版会、185-194。
- 13) 藤間公太（2020b）「教育政策、福祉政策における家族主義」『教育社会学研究』106、35-54。
- 14) 藤間公太（2023）「子どもをめぐる政策における家族主義——「家族」「家庭」の定義をめぐる困難と解としての「脱家族化」」『現代の社会病理』38、21-34。
- 15) 藤間公太（近刊a）「『社会的養護の家庭化』を問い直す——演繹型政策思考からの脱却に向けて」筒井淳也・山根純佳・上村泰裕編『岩波講座社会学 第9巻 福祉・社会保障』岩波書店。
- 16) 藤間公太（近刊b）「『育て』に関する政策の課題——「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」での議論を手がかりに」床谷文雄・梅澤彩・柴田賢一・宇野文重編『〈産みの親〉と〈育ての親〉の比較家族史』法律文化社。
- 17) 藤間公太・余田翔平（2019）「一時保護後の親子分離を規定する要因——児童相談所虐待相談記録データをを用いた探索的分析」『家族社会学研究』31（2）、137-145。
- 18) 内田良（2009）『「児童虐待」へのまなざし——社会現象はどう語られるのか』世界思想社。
- 19) 上野加代子（1996）『児童虐待の社会学』世界思想社。
- 20) 上野加代子（2022）『虐待リスク——構築される子育て標準家族』生活書院。
- 21) 上野加代子・野村知二（2003）『〈児童虐待〉の構築——捕獲される家族』世界思想社。
- 22) United Nations Committee on the Rights of the Child, 2010, *Consideration of reports submitted by States parties under article 44 of the Convention Concluding observations: Japan*（2024年2月9日取得：https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_report_3_conclude_en.pdf）。
- 23) 山野良一（2006）「児童相談所のディレンマ」上野加代子編著『児童虐待のポリティクス——「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店、15-52。